（様式９）

**（仮称）道の駅「出水」官民連携アドバイザリー業務に関する共同企業体協定書（例）**

（目的）

第1条　　　　　　 、　　　　　 、……の○者は（仮称）道の駅「出水」官民連携アドバイザリー業務（以下「本業務」という。）にあたり共同企業体を結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、事業者として本業務を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第2条　共同企業体の名称は、　　　　　　　　　　　　 （以下「共同体」という。）とする。

（事務所の所在地）

第3条　当共同体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、本業務の履行完了後に解散する。ただし、出水市が当共同体以外のものを本業務の委託者に指定したときは、その時点で解散する。

２　前項の解散の時期は、構成法人等○者の協議により、これを延長することができる。

（構成法人等の所在地及び名称）

第5条　当共同体構成法人等は、次のとおりとする。

　住所

　商号又は名称

　代表者職氏名

　住所

　商号又は名称

　代表者職氏名

　住所

　商号又は名称

　代表者職氏名

（代表者の名称）

第6条　当共同体は、（商号又は名称）の　　　　　　　　　　 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当共同体は、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。

⑴　申請関係書類等に関すること。

⑵ 入札、見積、契約締結及び委託料の請求、受領に関する一切の件

（構成法人等の責任）

第8条　各構成法人等は、本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成法人等の脱退に対する措置）

第10条　構成法人等は、出水市及びその他の構成法人等の承認がなければ、本業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

２　構成法人等のうち本業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存する構成法人等が連帯して本業務を履行する。

（構成法人等の破産又は解散に対する措置）

第11条　構成法人等のうちいずれかが本業務の履行を完了する日前において破産又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

（協定書に定めのない事項）

第12条　この協定書に定めのない事項については、構成法人等○者の協議により定めるものとする。

　　　　　　外○者は、上記のとおり本業務に関する共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成法人等が記名押印し、各自所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印